

平成30年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(内閣法制局)

○全府省等共通の取組事項

- ✓ 内閣法制次長からのメッセージの発信
 - ・ ゆう活、超過勤務縮減、テレワーク、休暇取得促進等の全省的な取組に加えて、法令審査における取組に留意して、これらの実現に向けて努力していく旨のメッセージを発信
- ✓ ゆう活(夏の生活スタイル変革)と超過勤務縮減の取組
 - ・ 期間中、フレックスタイム制度等を活用した早期退庁を積極的に実施
 - ・ 業務の効率化を図り、やむを得ない場合を除き、定時退庁に努める。
 - ・ 夏の生活スタイル変革に向けた全府省等共通の取組事項(20時以前の庁舎の消灯の励行、フレックスタイム制度の周知等)を徹底
 - ・ 超過勤務時間等に応じた職員へのヒアリングを実施
- ✓ テレワークの推進強化
 - ・ 各部課において、計画的に利用の拡大に努める。
 - ・ テレワークデイズ(7月23日～27日)における管理職等によるテレワークを実施
- ✓ 休暇(年次休暇・夏季休暇)の一層の取得推進
 - ・ 期間中、夏季休暇を含め、連続して1週間以上の休暇の取得を促進
 - ・ 家族の行事、記念日等に合わせた計画的な休暇の取得を促進

○独自の取組事項

- ✓ 法令審査における取組
 - ・ 期間中の法令審査は、原則として、9時30分から16時00分までの間に行うこととする。
 - ・ 法令審査資料の簡素化等の取組を確実に実施
- ✓ eラーニング研修の活用
 - ・ 情報システム統一研修を始めとするeラーニング研修の積極的な受講を促進することにより、研修成果の通常業務への活用を通じた業務の効率化を図るとともに、ICTを活用した業務の効率化についての意識の涵養を図る。

○「ゆう活」の実施期間及び実施概要

- ・ 平成30年6月1日から8月31日までの3か月間のうち、職員の希望や業務状況に応じて、当該期間中、1人10日以上(長官総務室の職員にあっては、週に1日以上)を目標とし、各部課において、極力、対象職員全員が「ゆう活」を実施